「2025 年中国専利調査報告」の概要紹介

2026 年 4 月 24 日
JETRO 香港事務所

2026 年 4 月、国家知識産権局（CNIPA）から、「2025 年中国専利調査報告」（表紙等も含め全 179 頁）が公表された[1]。2024 年末時点で有効な専利[2]を保有する在中国企業を対象としたアンケート調査[3]の結果をまとめたもので、主な結果は以下のとおり。((1)～(4)の［　］は注釈がない限り前年比の数字)

（１）企業による研究開発は引き続き拡大、大学等との連携は応用段階に集中。

① 企業の自社開発による特許は 87.4%［0.8pt 増］（増加傾向）。内訳は自主開発が 90.0%、共同開発が 8.5%、委託開発が 1.5%。

② 自社開発の特許のうち、研究開発費が 10 万元以上の特許の割合は 62.6%［2.3pt 減］、研究開発期間が 1 年以上の特許の割合は 55.6%。

③ 産学連携を実施する企業は 43.8%［2.8pt 増］。主な連携形態は技術支援 45.7%、企業ニーズによる共同研究 40.5%、人材育成協力 31.5%、開発委託 23.3%、連合体形成 15.8%、国家プロジェクトの共同実施 12.5%。連携内容は、市場応用前段階の開発(35.6%)や新技術の不具合解決(35.1%)、基幹技術やコア部品の改良(33.0%)が、独自技術開発(25.7%)や新技術試験(18.0%)を上回る。

（２）企業の専利産業化率は引き続き向上、産業化による収入は持続的に改善。

① 企業の特許の産業化率[4]は 54.0%［0.7pt 増］（5 年連続増加）。実用新案は 58.1%［3.2pt 増］、意匠は 66.9%［3.4pt 増］。

② 分野別の産業化率は高い順に、金属製品 72.4%［7.5pt 増］、一般機械 70.4%［2.9pt 増］、専用機械 68.5%［0.4pt 減］、化学製品 68.3%［3.9pt 増］、自動車 67.8%［5.6pt 増］。

③ 産業化された特許による平均収入は 872.0 万元/件［2.5 万元/件増］。大企業に限ると 1084.8 万元/件［130.9 万元/件増］。

1 （原文）https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/4/1/art_88_205590.html
2 発明専利（特許）、実用新案専利（実用新案）、外観設計専利（意匠）の総称。
3 対象となる企業に対し、企業アンケート（約 1.6 万件、回収率 83.7%）と、各者 1～20 件の専利アンケート（約 4.4 万件、82.9%）を実施。専利権を 50 件以上有する企業は全数調査、50 件未満の企業はサンプル調査。
4 中国専利の「産業化」には、製品への実装準備中のものや、ライセンス中のものも含まれる。

（３）専利侵害対応の多様化と、知的財産保護水準の向上

① 国内で専利侵害にあった企業は 7.5%。そのうち 81.7%は対応を取った。内訳は直接交渉(53.9%)や警告状の送付(47.5%)が多く、仲裁又は調停(29.5%)、訴訟(29.4%)、訴前差止請求(19.9%)、行政機関申立(15.6%)と続く。

② 最近 5 年で専利権侵害訴訟を経験した企業は 3.0%。そのうち賠償、調停または和解の額が 500 万元以上の事件を経験した企業は 11.1%［1.6pt 増］。

③ 中国国内の知的財産保護水準が適切であると考える企業は 32.2%［2.3pt 増[5]］。保護の強化が必要と考える企業は 66.1%［3.2pt 減[5]］。

（４）企業は積極的に国際市場の変化に適応、国際経済貿易競争に積極的に対応。

① 製品を輸出する企業のうち、海外出願経験を有する企業は 24.7%［1.3pt 増］。大企業に限ると 68.3%［8.1pt 増］。出願先は東南アジア 37.2%［4.9pt 増］や RCEP(日韓除く)8.5%［3.8pt 増］が大きく増加。

② 海外で知財紛争にあった企業は 3.1%[0.4pt 増]。大企業に限ると 7.5%[±0pt] 内訳は訴訟 73.0%[2.3pt 減]、貿易調査 20.9%[4.2pt 増]、展示会関係 12.8%、税関関係 7.6%。国別ではアメリカが 61.5%［1.3pt 増］と最も多い。

③ 海外で不公平な規制を受けたことがあると考える企業は 4.7%［0.1pt 減］。これらの企業がとった対応は、研究開発投資の増加 72.2%［5.6pt 減］、政策遵守の強化 64.0%［2.4pt 増］、訴訟 17.5%［3.2pt 増］、市場放棄 4.2%［0.3pt 増］。

（５）新興産業領域等における専利活用状況（[　] 内の数字は全体との比較）

① 戦略的新興産業における特許の産業化率は 58.7%[全特許比+4.7pt]。産業化された特許による平均収入も 970.9 万元/件[同+98.9 万元/件]と高い。

② デジタル分野における特許の産業化率は 56.5%[全特許比+2.5pt]。産業化された特許による平均収入も 1028.4 万元/件[同+156.4 万元/件] と高い。産学連携を実施する企業も 62.9%[全企業比+19.1pt]と多い。

③ グリーン・低炭素分野における特許の産業化率は昨年よりも 4.0pt 改善したが 52.2%[全特許比-1.8pt]と低い。

④ 「小巨人[6]」企業群で産学連携を実施する企業は 90.4%[全企業比+46.6pt]。連携内容は基幹技術やコア部品の改良が多く 62.2%[同+29.2pt]。産業化による収入が 1000 万元を超える特許も 24.4%[同+7.8pt]と多い。 (以上)

[5] 2023 年比。（2024 年は調査なし）

[6] 中国政府に認定された、電子部品や材料などの特定分野で高い技術とシェアを有する中小企業。